

日本生物多様性観測ネットワークが関わる行事等の
主催・共催・後援名義の使用に関する内規

（目的）

第1条 この内規は、日本生物多様性観測ネットワーク（以下「本会」という。）が関わる行事等の主催、共催及び後援の名義使用に関し、使用許可の基準及び条件並びに許可申請の手続き等について定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規定に定めるところの行事等とは、イベント、シンポジウム、講演その他の特定又は不特定多数への発信又は情報共有を目的とする行為をいう。

（主催の趣旨）

第3条 主催は、本会もしくは本会の実行チームが自ら実施する行事等について、その実施に対し本会が主催することを表示するため、当該行事等の広報等に際して用いるものとする。

（共催の趣旨）

第4条 共催は、本会の目的に資すると認められる、本会の団体・個人メンバーもしくは連携団体が主催する行事等について、本会の許可に基づき、当該行事等の広報等に際して用いるものとする。

（後援の趣旨）

第5条 後援は、行事等の内容が本会の目的に資すると認められる行事等について、その実施に対し本会が賛同することを表示するため、本会の許可に基づき、主催者等が当該行事等の広報等に際して用いるものとする。

(許可基準)

第6条 第4条及び第5条における本会の名義の使用は、次条に基づく主催者の申請内容が、次の各号に掲げる基準をいずれも満たす場合に許可するものとする。

- (1) 行事等の内容が本会の目的に沿った内容であること。
- (2) 行事等及び映像・書籍等の内容が公序良俗に反するものではないこと。

(申請手続き)

第7条 第4条及び第5条における本会の名義使用の許可申請は、対象となる行事等に関し、次に掲げる事項に加え、対象となる行事等の実施計画資料等を添付し、本会に提出して行うものとする。許可申請は、原則として対象となる行事等の開始の1か月前までに行うものとする。

- (1) 対象行事等の主催者の住所・名称・代表者氏名・担当部署・担当者氏名
- (2) 名義の使用許可申請の目的
- (3) 対象行事等の名称
- (4) 対象行事等の実施期間
- (5) 共催及び後援名義の使用期間
- (6) 対象行事等の実施場所等
- (7) 対象行事等の収支計画(入場料等の徴収有無及び徴収金額等含む)
- (8) 対象行事等の参加者の範囲及び参加見込者数
- (9) 申請者以外の共催者及び後援者(予定を含む)の名称並びに連絡先

(名義使用の条件)

第8条 名義の使用は、主催者もしくは参加団体が次の事項を順守することを条件とする。

- (1) 名義の使用期間は、許可の時から、対象行事等の終了の時(使用を許可する期間を特定の期日までに限る場合には、当該期日)までとすること。
- (2) 申請時に記載される前条各号の事項に基づく実施計画により対象行事等を実施するものとし、これらの事項に変更があった場合には直ちに変更の届出を行うこと。

- (3) 名義の表示は、対象行事等が明確となるように、かつ、本会が主催者であるとの誤解を招くことのないように行うこと。
- (4) 名義の表示におけるネットワークの標記は、原則として、「日本生物多様性観測ネットワーク (JBON)」とする。

(名義の使用許可取消し)

第9条 本会は、次のいずれかに該当するときは名義の使用許可を取り消すものとする。

- (1) 申請内容に虚偽の事実があったとき。
- (2) 第8条の名義使用の条件に違反したとき。
- (3) 第8条第2項の規定に基づく変更の届出があった場合において、変更後の行事の内容が第6条の許可基準を満たさないこととなるとき。

(補足)

第10条 この内規に定めのない事項については、必要に応じて事務局が定めるものとする。

附則

(施行期間)

この規定は、2023年7月1日から施行する。